

税金

3年度(2年中所得)市・府民税の申告

とき 2月16日(火)～3月15日(月)の平日午前9時～正午、午後1時～5時

※2月21日(日)のみ午前10時～正午、午後1時～3時に開設とする

第3会議室(市役所別館3階)対象 3年1月1日現在、市在住の人は申告が必要。ただし次のいずれかを満たす人は申告不要

- 2年中に収入がなかった、または合計所得金額が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+31万円未満の人
- ※同一生計配偶者や扶養親族がない場合は45万円未満の人

○勤務先から市役所に給与支払報告書または公的年金などの支払報告書が提出される人

※所得がない場合でも、国民健康保険料の算定や各種手当の申請に所得証明や課税証明が必要な人は申告が必要

申告に必要な物

本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)、個人番号確認書類(通知カード)、印鑑、公的年金または給与の源泉徴収票、医療費控除の明細書など

※郵送の場合は写しを同封申告方法 郵送または直接

※新型コロナウイルス対策のため、できる限り郵送

◆南部市民センター出張申告会場を開設

とき 2月4日(木)・5日(金)午前9時30分～正午、午後1時～4時

※開設時間よりも前に待機することほ遠慮ください

申告・問合せ先 〒571-85885

報告書または公的年金などの支払報告書が提出される人

※所得がない場合でも、国民健康保険料の算定や各種手当の申請に所得証明や課税証明が必要な人は申告が必要

申告に必要な物

本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)、個人番号確認書類(通知カード)、印鑑、公的年金または給与の源泉徴収票、医療費控除の明細書など

※郵送の場合は写しを同封申告方法 郵送または直接

※新型コロナウイルス対策のため、できる限り郵送

◆南部市民センター出張申告会場を開設

とき 2月4日(木)・5日(金)午前9時30分～正午、午後1時～4時

※開設時間よりも前に待機することほ遠慮ください

申告・問合せ先 〒571-85885

「門真市役所」課税課
06(6902)5888

市役所では税務署分の確定申告は受け付けていません。門真税務署の申告会場へ提出してください。

※作成済の申告書のみ市役所で預かり可

いつでもどこでも簡単・便利 LINE Pay請求書支払い

金融機関やコンビニに行かなくても、LINE Payで納付できます。

対象科目 市税、国民健康保険料、保育料

※保育料は公私私立保育所・公立認定こども園に限る

問合せ 債権管理課 06(6902)5925
保育幼稚園課 06(6902)6757

市役所の日曜相談窓口(2月)

相談内容	とき	持ち物・業務内容・問合せ先など
マイナンバー	2月14日(日)午前9時～正午	業務内容 マイナンバーカードの交付・再交付、電子証明書の発行・更新、暗証番号の再設定・ロック解除、マイナンバーに関する相談 ※日曜開庁日は大変混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください(平日の方が比較的待ち時間が少なくなっています) 相談・問合せ先 市民課 ☎06(6902)5983
国民年金		持ち物 年金手帳、印鑑など ※離職した人、代理人の申請時は別途必要書類あり 相談・問合せ先 市民課 ☎06(6902)6005
市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料納付	2月28日(日)午前10時～午後3時	※納付相談は、南部市民センターでも受付可。ただし、納付書・保険証の発行は不可のため後日郵送(次年度、南部市民センターでは6月のみ納付相談を受付) ※証明書の発行などは不可 相談・問合せ先 債権管理課 税担当 ☎06(6902)5935 保険担当 ☎06(6902)5939

南部市民センター内サービスコーナーをご利用ください

取扱内容	<ul style="list-style-type: none"> ○平日…住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍附票の写し、印鑑の登録と廃止、年金現況届の証明、住居表示証明書、身分に関する証明、不在住証明書、課税(所得)証明書 ○土・日曜日、祝日…住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、年金現況届の証明、住居表示証明書 ※月曜日が祝日の場合は休館
問合せ先	南部市民センター ☎072(885)1141

年金

確定申告には控除証明書の添付が必要

昨年1月1日～12月31日に納付した国民年金保険料は、所得税や住民税の申告の際に社会保険料控除の対象です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

控除を受けるには日本年金機構から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」または領収証書を確定申告の際に必ず添付してください。

また、家族の保険料を納付した場合もその全額が納付した人の控除対象となります。確定申告の際は、家族分の証明書を添付し、自身の保険料と合算して申告してください。

○昨年1月～9月に国民年金保険料を納付…昨年11月

○昨年10月～12月に初めて国民年金保険料を納付…2月上旬

※市役所では控除証明書の発行不可

問合せ専用電話
ねんきん加入者ダイヤル
① ☎0570(003)0004
② ☎03(6630)2525
※050で始まる電話から掛ける場合は②へ

受付時間
○平日…午前8時30分～午後7時
○第2土曜日…午前9時30分～午後4時

市・府民税の申告が必要な人(例)

職業など	申告に必要な物
自営業	<ul style="list-style-type: none"> ○本人確認書類(注) ○市・府民税の申告書 ○印鑑 ○社会保険料(介護保険料を含む)の支払い証明書または領収書 ○生命保険・地震保険料の控除証明書 ○医療費の明細書など ※障がい者・勤労学生控除を受ける人は身体障がい者手帳や在学証明書
大工、左官、建築手伝い、各種外交員など	収入内訳書など
不動産所得がある人	
配当所得がある人	支払通知書など
※上場株式などの配当所得は源泉分離の申告不要ですが申告分離課税も選択可	
2カ所以上からの給与がある人	源泉徴収票など
※パート・アルバイトなどを含む	
2年中に中途退職をした人	

(注) 本人確認書類の例(郵送の場合は写しを同封) 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、障がい者手帳など)、個人番号確認書類(通知カード)

保険

高額医療・高額介護合算療養費支給対象者に勧奨通知を送付

世帯の各医療保険における元年8月1日～2年7月31日(計算期間中に亡くなった人または生活保護受給者となった人は資格喪失日の前日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、所得区分に応じた基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

申請方法
○後期高齢者医療…同封の返信用封筒で大阪府後期高齢者医療広域連合給付課へ郵送
○国民健康保険…市健康保険課へ郵送または持参

注意事項
○医療費用と介護サービス費用のいずれかが0円の場合は支給対象外
○支給額(超過額)が500円以下の場合には支給対象外
○元年8月～2年7月末の間に次の場合に該当する人は、勧奨通知の送付がなくても申請できる場合あり
・後期高齢者医療…都道府県を越える転居をした人

後期高齢者医療 国民健康保険高額療養費(外来年間合算)支給申請書が届いた人へ

年間を通して高額な外来診療を受けている人の負担が増えないよう、自己負担額の年間上限を超えた人に申請書を送付しています。申請書が届いた人は手続きをしてください。

※後期高齢者の場合、高額療養費の口座が未登録の場合に送付

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課
☎06(4790)2031
市健康保険課
☎06(6902)5697

人間ドック受診費用を助成

助成額
○指定医療機関…上限2万8500円(MRI受診の場合)
○指定医療機関以外…上限2万円

対象 次の条件をすべて満たしている人
○受診日に市国民健康保険に加入している

募集

図書館 パートタイム 会計年度任用職員(登録)

勤務時間 午前9時～午後7時の間でシフト制

※土・日曜日、祝日を含む登録有効期間 1年間

業務内容
カウンター業務や図書整理など、図書館の業務全般

対象 司書の資格がある人

賃金 時給1069円

※交通費別途支給(上限あり)

登録方法 電話
※詳しくは図書館ホームページ参照または問い合わせ

登録・問合せ 図書館本館
☎06(6908)28288

事業者向け

新型コロナウイルス対策 関係施策の実施中

(仮称)大阪府営業時間短縮協力金や無利子・無担保融資に必要な認定など、事業者向け支援策の提供、利用相談を実施しています。お気軽にご相談ください。

相談日時
平日午前9時～午後5時30分
相談・問合せ
産業振興課(市役所別館3階)
☎06(6902)59666



入している
○受診日時点の年齢が30歳～74歳
○過年度の保険料を完納し、または納付誓約を履行している
○同一年度内において、本事業による人間ドックを受診していない

※特定健診を受診した場合、人間ドックの助成不可

申請方法 受診前に、国民健康保険証、印鑑および特定健診受診券(40歳以上の人のみ)を持って直接
申請・問合せ 健康保険課
☎06(6902)59889



事業者向け支援をまとめたページはこちら(市ホームページ)